

# 教員インターン実習から得られた成果と課題 －合理的配慮の提供の視点から－

鎌田 義彦・石黒 栄亀・堀江 幸治

九州女子大学人間科学部人間発達学科人間発達学専攻

北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2016年6月2日受付、2016年7月28日受理)

## 要 旨

本研究は、障害のある児童生徒が在籍する学校で教員インターン実習を行った学生による報告書を「合理的配慮の提供」の視点からまとめたものである。

研究の目的は、報告書<sup>1) 2)</sup>を基に特別な教育的配慮の必要とする児童生徒に適切な教育的指導・支援について「合理的配慮の提供」の視点から気づきや指摘の有無を調べ、その合理的配慮の内容を検討することであった。結果は、児童生徒に対する学生の主体的な理解として、「合理的配慮の提供」に関する示唆に富む記述が多く含まれていることが明らかとなった。

今後、特別な教育的配慮の必要とする児童生徒が在籍する学校でのボランティア活動は、「合理的配慮の提供」の視点から示された事項を整理し、合理的配慮の種類に分類して提供することによって有意義な活動に転換されるものと考えられる。

キーワード：教員インターン実習、ボランティア活動、合理的配慮の提供

## 1 はじめに

### (1) 学校インターンシップ

我が国は、少子高齢化、国際化、情報化が進展する中で、教育に対しても時代の変化に即した対応が求められている。近年の提言から次代を担う教員の資質能力の向上について取りあげてみる。まず、教員の養成について、教育再生実行会議第七次提言（平成27年5月）では「真に教職を目指す学生に質の高い教育を集中して行う形に教職課程を見直し、実習等を通じ適性を評価する教師インターン制度（仮称）の検討を推進」<sup>3)</sup>が示された。そして、文部科学省は、平成27年4月に実施した「教員の資質能力の向上に関する調査」<sup>4)</sup>についてその概要を発表した。調査対象は、全都道府県教育委員会（47）、全指定都市教育委員会（20）、全中核市教育委員会（45）、そして教職課程（幼・小・中・高・特支）を持つ全大学（回答大学数637大学）である。

結果は、教育委員会への質問で〈学校ボランティア／学校インターンシップの取組の有効

性について、どのように考えていますか。〉の回答では、「有効である」、「どちらかという有効である」と答えた教師の回答が95%～100%（幼、小、中、高の教諭 N=各86名～112名）であった。また、幼稚園・小中学校、高等学校での〈現在受け入れている教育実習生と同じ数の学生を、学校ボランティア/学校インターンシップとして受け入れると仮定した場合、どの程度であれば学生の受け入れが可能だと考えますか。〉の質問に対して各学校で受け入れ時間数に違いがあるが、93%～86%の教師が受け入れ可能であると回答した。同じく大学への〈教職課程の質保証・質向上のための取組は必要と考えていますか。〉の質問では、「必要だと思う」、「どちらかという必要だと思う」との回答が97%（N=636）であった。これらを踏まえて、中央教育審議会から平成27年12月21日付「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」<sup>5)</sup>では、教員養成段階と位置づけられる大学における養成内容の改革として、学校インターンシップの導入（教職課程への位置付け）が示された。

本学においても、平成27年4月から幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等でのボランティア活動（学科内では、科目「地域臨地研究」として1年生後期から）の単位化を図ってきた。また、単位化する取り組み以前から、学生に対しては幼児児童生徒の社会性や発達の段階、保育・教育、障害等を知る上で貴重な学外研修としてボランティア活動（本学部ではグリーン・ティーチャー活動と呼び、以後GTと略記する）を積極的に勧めてきた。このことは、学生は知識として「何を学んだか」だけでなく、志望する保育所・幼稚園、小学校や特別支援学校等の教育活動に対して、自分は「何ができるか」「どのように学んだか」について問うことにより学修の深化を図ることができ、教育・保育職への就労に資すると考えたからである。

本学の特別支援教育担当者は、平成25年度から北九州市内の小学校との研究協力の下にGTの一層の深化を図るために教員インターン実習を行ってきた。継続して平成26年度は、市内A特別支援学校に在籍する知的障害、自閉症の児童生徒、B小学校特別支援学級（情緒障害学級）に在籍する児童、C小学校の通常の学級に在籍する聴覚障害のある児童に対して教員インターン実習を行い、学生の積極的な学修を支援した。

## (2) ボランティア学生の資質の向上と新たな教育課題

前述の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」では、これからの時代の教員に求められる資質能力として、これまで教員として不易（使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力等）とされてきた資質能力に加えて、学び続ける教師像として自律的に学ぶ姿勢や情報を適切に収集し、活用する能力、そして知識を有機的に結びつけ構造化する力等が示されている。

本学の教員インターン実習に参加した学生は、小学校、特別支援学校での一度の体験では

なく授業の空き時間を活用する継続した時間・期間で体験（実習）を行った。A特別支援学校では始業から参加し、児童生徒の健康面や教職員の研修情報の共有の場（職員朝会）にも体験させていただき、4年次後期に予定されている2週間の教育実習とは異なる各学期の教育活動を断続的・継続的に知る機会を得ることとなった。このことにより情報共有の大切さや職員朝会等の会合への姿勢、教員の協働する体制など学校の組織体制構築に必要な連絡調整機能等を教員インターン実習として丁寧に経験を積み上げさせていただいた。またA特別支援学校に教員インターン実習で活動した学生は同時にB小学校特別支援学級にも参加した。B小学校では特別支援学校に在籍する児童と異なり情緒障害、比較的軽い知的障害等の児童への教科指導、学級経営等に補助として参加することで障害の多様性、特別支援学校とは異なる教育の場での児童一人一人の特別な教育的ニーズに気づく機会を準備し、専門性や指導力の向上に資する教員インターン実習となることを願った。そしてC小学校の教員インターン実習では、通常の学級に在籍する聴覚障害のある児童に対して担任教師の授業での指導補助やノートテイクなどの特別な教育的配慮の提供者として体験し、聴覚障害児の教育的ニーズや学級経営の観点等について広く学修できるものであった。C小学校に参加した学生は小学校教員を強く志望しており、通常の学級の中の障害のある児童と教科指導や学級経営について意欲を示した。

さて答申から、今後の教員養成課程を展望した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の各教員免許を取得する際に必修科目として「特別支援教育（仮称）」を設置するという新たな課題<sup>6)</sup>への対応が指摘されている。今後、通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する学習理論や各障害特性、指導内容・指導方法についての科目を準備しておかねばならないだろう。また、教職課程に独立した科目として、「障害観」の理解、「我が国における多様な学びの場」の理解、「通常の学級における特別な支援を必要とする子供」への理解と指導、教育活動の中の「合理的配慮の提供」の必要等を内容とした科目を開設しなければならない時期も想定される。これまでの教員免許を取得する際には、各学校種では必修科目としての特別支援教育関連科目は特別支援学校教員免許を取得する場合に限られていたが、「特別支援教育（仮称）」がすべての学校種で必修科目として設定される日も近いと考える。この場合も学生に学外研修として、特別な教育的指導・支援を必要とする幼児児童生徒側に立脚したICF（国際生活機能分類）を活用した指導の考え方や合理的配慮の視点を盛り込んだボランティア活動を検討しなければならないと考える。

## 2 目的

本研究では、特別支援学校、小学校の教員を強く志望する学生に対して、教員インターン実習を実施し、特別な教育的指導・支援を必要とする児童生徒を理解するために「合理的配慮の提供」について検討することを目的とした。「合理的配慮の提供」の理解は、特別な教

育的配慮の必要な児童生徒一人一人の障害の実態を把握し、教材・教具の工夫等の指導方法を検討する場合に必要な視点である。このことは、特別支援学校教育実習を効果的に進めるためにボランティア活動での学生の主体的な障害への理解を促進することを検討する上で必要がある。

### 3 教員インターン実習の概要

本学では、3,4年次の幼稚園、小学校、特別支援学校での教育実習を充実させるために、入学後の早い時期から障害の有無にかかわらず幼児児童生徒との関わりを考え、夏期休業や授業のない時間を活用して子供と活動を共にする体験（障害者宿泊キャンプ、体育大会等）を勧めている。そして、平成24年10月から特別支援学校教育実習を希望する学生を対象に北九州市内の特別支援学校にGTとして派遣し、教育活動の補助として参加させている。

これらのGTとは別に特別支援学校、小学校の教員を強く志望する学生を選定して、北九州市内の小学校や特別支援学校の教育現場に派遣し、児童生徒との関わりを通して、教員として必要な障害への理解、教材研究の工夫や教科等の指導方法、教育活動における指導力等を身に付けることを目的に教員インターン実習を行った。

教職に就く学生が自信をもって教壇に立ち、教育現場で即時に対応できる実践的指導力の養成にねらいを置いた。そして、この教員インターン実習で得られた成果を4年次の必修科目「特別支援学校教育実習事前事後指導」や通常の学級に在籍する特別な教育的指導・支援の必要な児童への理解や対応としてGTに還元することを考えた。

表1は、平成26年度実施した教員インターン実習において、特別な支援を必要とする児童生徒の指導に当たった学生数である。（ただし、A特別支援学校とB小学校の3名は同一の学生である）また、C小学校に派遣された学生のうち、4年次の特別支援学校教育実習を希望する学生は5名である。

表1 平成26年度 教員インターン実習の概要

派遣先学校	学生	児童生徒が有する障害種	特支教育実習者数
A 特別支援学校	4	知的障害、重複障害	4
B 小学校 特別支援学級	3	自閉症、情緒障害、知的障害	3
C 小学校の通常の学級	7	難聴（聴覚障害）	5

※ 表中「特支教育実習者数」とは特別支援学校教育実習者数の略称であり、派遣された学生数に占める実習者数を示す。

本研究は、上記に示した11名の派遣された学生が教員インターン実習後に作成した14件

の報告書をもとに、教育分野に関する「合理的配慮の提供」から検討したものである。派遣回数は、7回～14回で個人差があったが、平均して11回学校に出向き活動した。A特別支援学校では始業～放課後、B小学校特別支援学級では1校時から放課後、C小学校では前期には半日、後期は終日活動する学生が多かった。

さて、本学学生の特別支援学校教員免許状取得の状況は、幼稚園教諭免許状を基礎にして特別支援学校教員免許状を取得する場合と小学校教員免許状を基礎に取得する場合、そして中・高等学校教員免許状を基礎に取得する組合せがある。本学の4年次前期に始まる必修科目「特別支援学校教育実習事前事後指導」では、教育実習校において実施される査定授業等での学習指導案の作成が学生にとって重要課題となっている。授業では、知的障害や肢体不自由、自閉症、重複障害のある幼児児童生徒を想定したモデルを提示し、学生に学習指導案の作成を課題にして、一人一人が教育実習前に自ら作成した学習指導案を発表することを課している。

学生は、障害のある幼児児童生徒の障害の実態に応じて教育的ニーズを把握し、実態に応じた指導目標を立て、授業で使用する教材教具や指導方法の工夫のもとに、評価項目を設定して展開を記述するという仮想の指導を行わなければならない。

本研究では、知的障害教育、肢体不自由教育を主とする特別支援学校における教育実習を充実していくため、教員インターン実習を行った学生による報告書の分析を行い、障害のある児童生徒と教員間の授業における働きかけ、教材教具の工夫等について新たな概念である「合理的配慮の提供」を取りあげ検討した。

#### 4 合理的配慮の提供

平成18(2006)年12月 障害者の権利条約を国連総会で採択され、平成19(2007)年9月 日本政府は条約に署名した。条約の第2条に新たな概念として「合理的配慮」が示された。そして、「合理的配慮」とは「障害のある人が他の者との平等を基礎として 障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は すべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための 行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整な変更及び調整であって、特定の場合に必要であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないもの」<sup>7)</sup>と定義された。本条約批准のために国内法の整備が行われ、平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立(平成28年4月1日施行)されたことから、平成25年12月4日の第185回臨時国会において障害者の権利に関する条約の締結が承認された。内閣府では、障害者差別解消法の平成28年4月1日の施行によって、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別に当たると規定しており、各分野での同法の浸透を呼びかけている。

表2 教育分野における知的障害に関する合理的配慮の種類と内容

配慮の種類	合理的配慮の内容
(1) - 1 - 1 教育内容 学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮	できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。
(1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整	知的発達遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。
(1) - 2 - 1 教育方法 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	知的発達遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。
(1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保	知的発達遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。
(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮	知的発達遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。
(2) - 1 支援体制 専門性のある指導体制の整備	知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。
(2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。
(2) - 3 災害時等の支援体制の整備	適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。
(3) - 1 施設・設備 校内環境のバリアフリー化	自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

配慮の種類	合理的配慮の内容
(3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活体験を主とした活動を可能にする場を用意する。
(3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

この間、教育分野においては、平成24年1月13日に中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループから報告され、学校における「合理的配慮」の観点<sup>8)</sup>が示された。

教育の分野では、各障害種別に教育内容（2種類：以下「種類」は省略）、教育方法（3）、支援体制（3）、施設・設備（3）の11種類に分けられ合理的配慮の内容が示された。表2は、知的障害に関する合理的配慮の内容を示している。本研究では、知的障害、自閉症、聴覚障害の3種類の障害の「合理的配慮」の観点を使用した。

「合理的配慮」は、児童生徒に対して個別の状況に応じて提供されるものであるが、これに示された例示は各障害種に応じて類型化され、各障害種に応じた「合理的配慮」の観点到示され、学生がGTに参加し特徴や気づいた活動内容を記録していく場合に観察する視点が容易となると考える。

## 5 結果

表3はA特別支援学校での知的障害の児童生徒、B小学校特別支援学級での自閉症、情緒障害、知的障害の児童、そしてC小学校の通常の学級に在籍する難聴（聴覚障害）の児童に関して教員インターン実習の学生が報告書に記載した「合理的配慮の提供」の件数を示している。次に、各学校での教員インターン実習中に学生が報告書に記載した「合理的配慮の提供」について学校別に取り上げた。

### (1) A特別支援学校での学生による「合理的配慮の提供」の指摘

4名の学生が知的障害や自閉症を併せ有する重複障害のある児童生徒の授業等に教員補助として関わって報告書にまとめた。

教育内容(1)-1-1〈学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮〉に関して、学生は「毎日の登校後に朝の会が始まるまでの時間に学習の準備をさせる日常生活の指導では、声かけの工夫がされていた。時間内で準備が終われるように児童の行動を注意観察して『できたね』『はいね』と必ず声かけをされていた。集団生活のルールである

ので違うこと（遊びなど）や普段と比べ（準備が）遅れている児童には厳しく注意をしておられた。先生方は、児童自身でできることについては自分でやるように指導されている。できないこと、苦手なことには一緒にやっておられた。」、また、自閉症の特性である〈適切な対人関係形成の困難さ〉〈言語発達の遅れや異なった意味理解〉〈手順や方法に独特のこだわり〉等に関しては、「朝の登校前に病院に行き、その後登校して授業に入ろうとしたが、落ち着きがなく『もう学校はダメになってしまった』と言って、教室入り口のカーテンにくるまって授業に参加することはしなかった。担任の先生は、無理に次の行動に促そうとはせず気持ちが落ち着くまで待ち、しばらくして着替えの声かけを行った。児童は着替えを始め、学級みんなと一緒に朝の運動に参加することができた。突然のパニックなどには適切なタイミングで声かけや促しをすることが大切であることが分かった。」の特性に配慮した記述があった。

表3 A・B・C学校で教員インターン実習生の指摘した「合理的配慮の提供」数

配慮の種類	A 特別支援学校	B 小学校 特別支援学級	C 小学校 通常の学級	合計
(1) - 1 - 1 教育内容	5 (1)	1	2	8 (1)
(1) - 1 - 2	0	2	0	2
(1) - 2 - 1 教育方法	13 (2)	5	11	29 (2)
(1) - 2 - 2	0	2	4	6
(1) - 2 - 3	1	4	5	10
(2) - 1 支援体制	2	0	5	7
(2) - 2	0	1	1	2
(2) - 3	0	0	0	0
(3) - 1 施設・設備	0	0	0	0
(3) - 2	0	0	2	2
(3) - 3	0	0	0	0
合計	21	15	30	66

※ ( ) の数値は自閉症に関する「合理的配慮の提供」数を示す

教育方法 (1) - 2 - 1 〈知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。〉に関しては、「中学部の作業学習の織物班では、障害の重い生徒には糸の色を変えたり、使用する道具をその生徒に使い易くするように工夫されたりしていた。」、そして「一人一人

の姿勢を崩さないように机の位置や椅子の高さを変えることで集中力を高めさせる工夫がされていた。自立活動の時間では、言葉の発声、呼吸のタイミングの調整等を学んだ。」また、「片麻痺の生徒の身体の動きとして筋緊張の取り方の関わりなども学んだ。生徒を褒めることも注意することも生徒の行動の直後にすることが大切である。」と気づき、他の学生は「体育では、2グループに分けて競う運動が多く、児童のやる気を出している。障害のある児童の指導では、どうしても注意や叱責が重なり、自己肯定感の低下を招きやすい。先生の話静静地に聞いたこと、椅子から立たなかったそんな些細なことに対しても、あえて先生は褒めてあげていました。認める・ほめることによって自己肯定感を高める指導が大切であることが分かった。目標を持たせて取り組ませることや、児童に伝えるために視覚的に示す指導・支援が必要である。児童との信頼関係を構築しながら児童の学習の機会を多く持たせることが大切だ。」と指導に関する配慮として取り上げている。

支援体制(2) -1〈専門性のある指導体制の整備〉では、「職員朝礼から出席させていただき、児童にとって大事な事柄が飛び交う場として学校の組織力を感じた。一日の生徒の動きと教師の動きが伝えられ、仕事の予定の多さに驚いた。そして情報共有(予定の確認、今週の予定、課題の準備等)を含め効率よく実施されていた。」、同じく他の学生も「職員朝礼から出席させていただき、児童の健康面等を報告・連絡・相談の場として情報共有することの大切さを知った。」と授業中の教員補助の活動では気づくことのできない特別支援学校(知的障害)の指導体制が垣間見える職員朝礼及び語られる内容から専門性の高さと教職員の機動的な組織力を感じ取り指摘している。

## (2) B小学校特別支援学級での学生による「合理的配慮の提供」の指摘

3名の学生が情緒障害、軽い知的障害や自閉症のある児童の授業等に教員補助として関わって報告書にまとめた。教育内容(1) -1-1〈学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮〉に関して、「児童理解は、児童の現状だけでなく、背景や将来の姿を考えた指導を行うことが必要である。」と指摘し、A特別支援学校の児童生徒とは異なる発達の段階や障害種の違いに気づき、将来の職業的自立に関して教育方法(1) -2-1では、「絵を描く事が得意で先生や友達から褒めてもらえたことで、自信と意欲に繋がる成功経験を積み重ねていくことが子供には大切であると学ぶ。」を指摘し、小学校段階でのねらいとなる積極的に活動し意欲や自信につながる行動を称賛した。今後、中等教育段階でのキャリア教育に引き継がれる。また「朝の準備で『はやくしてください』では行動が変わらない。そこで、児童をよく観察し、次に何をするかを考えさせたり、手が止まっていることを指摘する。よい授業を展開させるには、児童の発する言葉を拾ったり、集中させる言葉かけや注目させることのできる教具の工夫や提示方法が大事であることを学ぶことができた。」と児童の実態把握の大切さと一人一人の障害の実態に即した教材教具の作成について指摘した。同様に、

「少人数の学級の実態を生かして一人一人に合った指導を行い、児童の性格・特徴について深く理解することができると分かった。学習のペースの速い遅いを気にするX児への対応では、早さを気にする児童に対して自分のペースで頑張ることが大切であることをほめた。友達や担任の先生の適切な指導で、X児は努力する姿勢を維持する。」との観察から指摘している。心理面・健康面の配慮(1)－2－3では、「9月に再会すると、離席する児童、勉強を拒否する児童が親子のような信頼関係の下に、学習規律、道徳の指導が行き渡った授業を展開していた。児童が辛いときは相談しながら、楽しいときは一緒に楽しむ等粘り強く児童と接し、将来、通常の学級の児童と合流し、共に社会で活動することを見据えながら自己肯定感について一貫した指導をされていた。」と指摘し、また「児童にとって嫌いなこと(〇〇室に行く)を事前に約束させて、指導が必要な場合、本児に何がいやだったのか、何をしてほしいのかを言葉で述べるように指示して、最後に、約束を破ると〇〇室に行くことを交わし、児童の目を見て〇〇室に行くように伝える。」という生徒指導の状況を観察し、教育的配慮の中で児童に理解させ納得させて指導を行っている事項を指摘した。同時に「小さなできたを大切に本人の努力を評価して、学習意欲につなげる。」状況を児童にとってわかりやすい指導として観察し、取り上げた。児童、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮として、幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮(2)－2では、「午前の『風船バレー』で、近くの小学校や地域のボランティアの方々、保護者等が参加して行われていた。地域の人たちへの障害の理解と共に児童にとっては、交流を通して社会性やコミュニケーションが身に付く場であると考えた。」との状況を取り上げ、将来の自立、社会参加に向けた学校の取組を指摘した。

### (3) C小学校通常の学級での学生による「合理的配慮の提供」の指摘

7名の学生が聴覚障害のある児童の授業にノートテイクの役割を担って参加し、その児童の学習環境や配慮について報告書に記述した。教育内容(1)－1－1〈学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮〉に関して、学生は「FM補聴器の使用」「机・椅子の脚のノイズ軽減対策(使用済みテニスボールの利用等)」など、音について教室環境に関心を示すと共に「先生方は、身振り手振りを加え児童の目を見てゆっくり話す」など聴覚障害のある児童への指導、また児童と働きかけを行う場合に「児童の指導や発達の段階に合った対応には、十分な実態把握や児童理解が的確にできなければならないこと」に気づき指摘した。教育方法(1)－2－1〈情報・コミュニケーション及び教材の配慮〉の内容では、「黒板を上手く利用したりしていた。」「難聴児にとって視覚情報はとても大切。先生は、必ず最後に『わかった?』と尋ねていた。一方的にノートテイクをするのではなく理解したかを確認するようにすると、私が思っている以上に分かっていないことが多かった。児童が困ったときに聞きやすい環境作りを心掛けた。」また、ノートテイクをする配慮として、「当該児

童が『授業がわかる』ように記載するスキルを学んだ。①板書以外の話、思考の流れ、行動の順序などを短く書き入れる。②担任の言葉だけでなく他の児童の質問・意見も記入する。」が合理的配慮として指摘された。

教育方法 (1) -2-2 〈学習機会や体験の確保：言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。〉では、「聴覚障害児のグループ活動への充実のための支援として、①話している児童の方を見ること②ノートテイクで情報を提供」や「ノートテイクでは、スピードを上げて書くこと」や「授業を予測して書き示すことで児童が積極的に授業に参加して挙手する場面があった。しかし、インターンシップの機会が少なく、学級の児童の名前を全員知ることができず、ノートに誰の意見だったかを伝えることができなかった。」を取りあげる学生もいた。そして児童の授業への積極的な参加を願うために「教科書を見て、次時の時間の学習内容を予習して、内容を理解した上で、ノートテイクを行い簡潔にまとめた。」と積極的な対応（合理的配慮の提供）を行ったことを記載した。

C小学校の通級指導教室へ聴覚障害の児童が「通級による指導（自立活動）」の授業に行くために教室を離れる際の学級の他の児童の様子を観察した。このことについて、教育方法 (1) -2-3 〈心理面・健康面の配慮〉では、「難聴児童が通級指導教室に向かうときに、児童が『行ってきます』の声挨拶をすると、学級全員が『行ってらっしゃい』の声掛けをする。他児への声かけ依頼を受けて、児童と一緒に相手のそばまで行き、伝える支援をする。児童はとても嬉しそうな表情を見せてくれる。」の状況を的確に詳細に記述した。他の学生は、「（難聴の児童が）外国語活動で英語を覚えようと努力しており話せていたので、発表させたかった。『何かあったら必ずサポートするから大丈夫だよ』と伝えた。（児童は）発表でき、達成感に満ちあふれていた。安心感を持たせることが大事と理解した。」と心理面の配慮について述べていた。同様に、「ノートテイクは毎日違う人が行う、授業中は会話はしないため関係を築くことは難しい。信頼関係づくりでは、廊下や通級指導教室で会った時は（私から）必ず挨拶し、話しかけた。結果は、授業中に質問してくるようになった。」と、障害のある児童の心理面を配慮した報告であった。

次に、支援体制 (2) -1に関して、C小学校が「地域のボランティアの方々への働きかけとして、ボランティアの方のノートテイクの方法、児童の学習の様子の把握するために、学校は児童のノートテイクの記録はいつでも閲覧できるようにしていた。」ことに気づき聴覚障害のある児童への特別な指導・支援として校内環境整備を指摘した。また「休み時間の雑談で友達が笑顔になっている内容を、上手く伝えることができずに残念な表情になった児童の顔が忘れられない。日常会話こそが聴覚障害児にとっての気になる内容ではないかと考えさせられた。」と聴覚障害児にとっての書き言葉や話し言葉の確実な情報保障という重要な合理的配慮の提供を指摘した。

以上 (1) ～ (3) の派遣学校における結果から、学生によって最も多く指摘された「合

理的配慮の提供」は〈教育方法(1)－2－1〉の内容であり、配慮の種類として〈情報・コミュニケーション及び教材の配慮〉に係る事項で、合理的配慮の内容としては〈知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する〉事項であった。この〈教育方法(1)－2－1〉の内容は、特別支援学校においても小学校においても最も多く指摘された。次に、〈教育方法(1)－2－3〉の内容で〈心理面・健康面の配慮〉に係る事項であり、そして、〈教育内容(1)－1－1〉の内容で、配慮の種類として〈学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮〉に係る事項の順となった。この上位3項目には、特別支援学校と小学校では異なる特徴がみられた。〈教育内容(1)－1－1〉の内容は特別支援学校において多く指摘され、小学校の特別支援学級や通常の学級では〈教育方法(1)－2－3〉の内容で〈心理面・健康面の配慮〉に係る事項で多く指摘されたことである。

このような結果は、支援体制(2)－1〈専門性のある指導体制の整備〉や(2)－2〈幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮〉にもみられた。障害種による特徴もあると考えられるが、今後のGTでの指摘件数を収集して検討しなければならないだろう。障害のある児童生徒が在籍する学校の教育活動には、一人一人の障害の実態に応じて多くの特別な配慮が個別の指導計画等の作成を通して設定されている。その特別な配慮を「合理的配慮の提供」として学生が気づき、感動して多くの事例を記録できたことが教員インターン実習の成果であった。

## 6 考察

11名の学生が障害のある児童生徒が在籍する学校で平成26年度の教員インターン実習を行った。そして、教員インターン実習後に学生が作成した報告書を「合理的配慮の提供」の観点で分析した。その結果、教員インターン実習に参加した学生は、障害のある児童生徒が在籍する学校で積極的に教育活動に関わることで「合理的配慮の提供」に気づき指摘することができるということが分かった。

〈教育方法(1)－2－1〉の合理的配慮の内容は、在籍する児童生徒の知的障害が重い特別支援学校においては、学校・学部(小学・中学・高等)・学年・学級として一貫した高い専門性が求められる。全教職員による「合理的配慮の提供」によって教育目標の達成が図られるため、教育活動の随所で観察されたと考える。特別支援学級の場合や通常の学級に在籍する聴覚障害の児童への指導においても多くの指摘があげられた。

〈教育方法(1)－2－3 心理面・健康面の配慮〉については、特別支援学校において少ない指摘であった。小学校に在籍する障害のある児童について、言語領域に関する実態では簡単な日常会話が可能であり、児童の言葉を理解する能力は高いことや聴覚障害(難聴)であるが手話や口話、記述(筆談含む)による相互理解は高いことから学級経営の集団づくりの観点から聴覚障害(難聴)児の心理面を指摘した事項が多かったことが挙げられる。また、

特別支援学級での小集団による指導と言葉によるコミュニケーションにより児童に考えさせ、判断させて自己の行動を調整していく指導により所属意識を高め、まとまりのある学級に作り上げていることを取りあげていた。

〈教育内容(1) -1-1 学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための配慮〉については、小学校では少ない指摘であった。軽い知的障害や情緒障害、自閉症の児童への指導に関しては、小学校の教育課程を中心とした指導に特別支援学校の「自立活動の指導」を実施しており、学生にとっては特別な配慮として明確に指摘できなかつたと考えられる。自閉症児への指導に関しても、確立した指導法(指導内容・指導方法)というものが明確にされていない状況の中で各学校で模索している段階といえる。

「合理的配慮の提供」の観点について、〈教育内容〉、〈教育方法〉、〈支援体制〉、〈施設・設備〉に整理された内容と報告書に記載された学生の記述内容を照合する方法で検討を行った。多く記述された項目と何も記述されなかつた項目があつたことは、今後のGTに参加する学生に対して、「合理的配慮の提供」に関する情報を再度事例を示す等して検討しなければならないと考える。

本学人間科学部人間発達学科では、平成25年度に第一期生の特別支援学校教育実習を終えたばかりである。障害児との触れ合い等、経験や体験の少ない学生に授業だけでは特別支援教育の推進やインクルーシブ教育システムの構築、合理的配慮の提供、自立活動の指導等の特別支援教育で使用される重要な用語・内容を理解させることはできない。市内の特別支援学校や小学校特別支援学級、通常の学級等、理解・協力を求めながら地域とのつながりを深めることにより少しずつこれらの課題が解決されていくものと考ええる。

## 7 今後の課題

教員インターン実習による障害のある児童生徒が在籍する学校で得られた成果を他の特別支援学校等でGTとして参加する学生へ還元すること、そして、必修科目である「特別支援学校教育実習事前指導」において「児童生徒の障害の実態の把握」の重要性や知的障害の児童生徒のための「各教科や教科等を合わせた指導」の内容の理解、一人一人の児童生徒への「指導方法」等、「合理的配慮の提供」の観点から働きかけや教材研究等について理解を図ることである。このことは、障害児との触れ合い等の経験の少ない学生にとっては、「合理的配慮の提供」の観点から気づきや感動を伴ったGT経験を積極的に促進することによって障害の理解につながると考える。

最後に、本研究にご理解ご協力賜りました北九州市内のA特別支援学校、B小学校特別支援学級、C小学校の校長先生をはじめ学生を快く教員インターン実習として引き受けていただきました教職員の皆様に心から感謝申し上げます。

## 【引用文献】

- 1) 鎌田義彦、堀江幸治、石黒栄亀 (2015) 「特別支援教育ボランティア (教員インターン実習) のまとめ」 九州女子大学人間科学部人間発達学科
- 2) 松村千鶴、米澤香一郎、佐方はるみ、鎌田義彦 (2015) 共同研究開発プログラム「地域と連携した教員養成プログラム『教員インターン実習』の指導法改善に関する研究」報告書 九州女子大学人間科学部人間発達学科
- 3) これからの学校教育を担う 教職員の在り方に係る 基礎資料・データ集  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/03/1364869\\_06.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/_icsFiles/afieldfile/2015/12/03/1364869_06.pdf)
- 4) 資料4 教員の資質能力の向上に関する調査の結果【概要版】文部科学省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/\\_icsFiles/afieldfile/2015/09/07/1359740\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryu/_icsFiles/afieldfile/2015/09/07/1359740_03.pdf)
- 5) 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)」参考資料 その3 (中教審第184号): 文部科学省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm)
- 6) 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)」P39 (中教審第184号) 文部科学省  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/13/1365896_01.pdf)
- 7) 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告 —学校における「合理的配慮」の観点— (平成24年2月13日)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316184.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316184.htm)
- 8) 合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ 報告 別表  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316185.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316185.htm)

## 【参考文献】

- 1) 川島 眞 (2014) 「多様化する学生と教育実習条件について」尚美学園大学 教師教育研究 第27号 全国市立大学教職課程研究連絡協議会
- 2) 獅子目博文、広瀬健一郎、栗原真孝 (2014) 「地域連携教育プロジェクトによる実践的指導力育成の取組み」鹿児島純心女子大学 教師教育研究 第27号 全国市立大学教職 課程研究連絡協議会

**A study of achievement and issue on the teaching  
intern practice.  
— with the point of view the reasonable accommodation —**

Yoshihiko KAMATA, Eiki ISHIGURO, Koji HORIE

Department of Education and Psychology. Kyusyu Women's University.

1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kita-Kyusyu City, Fukuoka 807-8565, Japan

**Abstract**

Prior to this study, researchers were dispatched the students in teacher training curriculum to the special needs school to teachers intern training. After the training, the students reported a record of reasonable accommodation in the special needs school for this study. The students in teacher training curriculum noticed a lot of reasonable accommodation under the actual situation. The report were recorded that they understood what a reasonable accommodation through this experience. Therefore, volunteer activities and teachers intern training in the special needs school would be meaningful in order to understand the reasonable accommodation for students in teacher training curriculum. And in order to develop into more meaningful activities, it is necessary to classify the recorded "reasonable accommodation"